

平成 20 年度予算編成の基本方針

〔平成19年12月4日〕
閣議決定

I 安定した経済成長と改革の推進

1 成長力強化に向けて

（我が国経済の現状と見通し）

景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、回復している。一方、地域間の回復にばらつきが見られ、また、中小企業の中にも、景気回復が及んでいないところが多い。

今後の我が国経済は、「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定。以下「基本方針 2007」という。）に基づき、「自立と共生」を基本に改革への取組を加速・深化すること等を通じて、企業部門の好調さが持続し、これが家計部門に波及し、民間需要中心の経済成長が実現することが期待される。

なお、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動や米国経済の動向、原油価格の高騰等が我が国経済に与える影響については注視する必要がある。

（成長力強化）

今、我が国は、バブル崩壊後の長い低迷から脱却し、新しい成長の姿を確立していく重要な時期にある。しかしながら、戦後の持続的な人口増加と高い経済成長を前提としてきた我が国の経済制度・構造は、人口高齢化や急速なグローバル化、世界的な IT 化に十分に対応しきれていない。

今後、我が国が、人口減少というこれまで経験したことのない状況の中で、経済成長を持続させ、生活の質を高くしていくためには、こうした経済構造を変革し、90年代に低下のみられた労働生産性を大幅に上昇させる必要がある。

このため、「基本方針2007」等を踏まえ、政府一丸となって成長力強化に取り組む。

（地方の自立と再生）

地方の元気が日本の力である。地方と都市がともに支え合う「共生」の考え方に基づき、地方の声に耳を傾け、地方の再生に取り組むこととし、「地方再生戦略」

(平成19年11月30日地域活性化統合本部会合了承)に基づく施策や地域力再生機構の創設等の施策を推進する。

地方が自ら考え、実行できる体制の整備に向け、地方自治体に対する一層の権限移譲を行う。

「地方分権改革推進法」に基づいて、必要な法制上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を3年以内に国会に提出する。「地方分権改革推進委員会」において、「基本的な考え方」及び「中間的な取りまとめ」に基づき、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直し等について検討を進め、順次勧告を行う。

また、地方支分部局の抜本改革に向け、「地方分権改革推進法」に沿った地方への移譲と合理化を「地方分権改革推進委員会」において引き続き検討する。

地方分権の進展を図った上で、道州制の導入に向けた検討を行っていく。

2 将来を見据えた改革の推進

(歳出・歳入一体改革の推進)

財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。)及び「基本方針2007」を堅持し、平成23年度には国と地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成するなど、歳出・歳入一体改革を更に進める。

このため、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、「基本方針2006」で示された歳出改革を着実かつ計画的に実施する。「新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する」など「予算編成の原則」に沿って、規律ある財政運営を行うこととする。

また、「日本経済の進路と戦略」(平成19年1月25日閣議決定。以下「進路と戦略」という。)に沿って、各年度の予算が財政健全化の中期目標と整合的であるかどうかを、予算編成の要所において確認することとする。

さらに、少子高齢化が急速に進む中で、社会保障と税について一体的に改革する必要がある。その際には、①経済活力の向上、②受益と負担の世代間格差の是正、③社会保障と税の一体的・整合的見直し、④制度の信頼性・透明性、⑤中期的な財政健全化との両立という「安心・持続のための5原則」に沿って、引き続き議論を行い、給付と負担の両面から社会保障制度のあるべき姿を描き、そのための安定的な財源を確保する。

(改革の続行)

改革と安定した経済成長は、車の両輪であり、ともに推進する必要がある。

経済、社会全般にわたる構造改革により、景気回復や雇用拡大など一定の成果が上がってきているが、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題などの難しい課題に直面している。これを乗り切り、より成熟した社会をつくっていくためには、時代に適合しなくなった制度や組織を改めるなど、自立と共生の社会に向けて、将来を見据えた改革を進めていかなければならない。

我が国財政は極めて厳しい状況にあり、人口減少や少子高齢化が進めば、将来の世代に一層重い負担がかかることは明らかである。国と地方の行政の無駄や非効率を放置したままでは国民に負担増を求めることはできないことから、行政改革を今後とも強力に推進し、21世紀にふさわしい、簡素で効率的な政府を作り上げていかなければならない。

このため、「行政改革推進法」に基づき、民間活動の領域を拡大し、行政機構の整理・合理化を図る観点から、独立行政法人の見直し、国・地方の定数純減方針に則り、総人件費改革等を推進する。あわせて、公務員制度改革、規制改革、民間活力の活用や市場化テストの積極的な実施、公益法人制度改革等に取り組む。予算の無駄を徹底して排除するため、官が行う必要があるか等の基本的視点に従って、事業の仕分け・見直しを行う。

II 平成 20 年度予算の基本的考え方

(歳出改革の推進)

平成 20 年度予算は、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算である。歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ、引き続き「基本方針 2006」及び「基本方針 2007」に則り、最大限の削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心」の国の実現のため、予算の重点化・効率化を行う。

このため、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出及び一般会計歳出について厳しく抑制を図る。足下の経済情勢や税収動向を踏まえ、新規国債発行額について極力抑制する。予算の配分に当たり、「公共事業関係費」及び「その他経費」については、「公共事業関係費」の総額を前年度予算額から 3%減算した額、「その他経費」の総額を前年度予算額から原則として 3%減算した額及び重点化促進加算額の合計額の範囲内とすることを基本に厳しく抑制する。「義務的経費」は、自然増を放置することなく、制度・施策の抜本的見直しを行い、歳出の

抑制を図る。また、引き続き予算執行実績を的確に踏まえた予算とする。

予算配分の重点化・効率化に当たっては、Ⅲの「活力ある経済社会の実現」、「地方の自立と再生」及び「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」に施策を集中する。また、各府省は、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行う。政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進める。「行政改革推進法」に基づき、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、国・地方の定数純減方針に則り、総人件費改革や特別会計改革、資産債務改革等により財政健全化に取り組み、適切に予算に反映させる。さらに、法令遵守等を徹底しつつ、民間活力の活用による効率化に努めるとともに、公共サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引き下げ、経費を削減する。また、各府省に第三者機関を設置するなど、随意契約の更なる適正化を推進する。

(各分野における歳出改革)

「基本方針 2006」及び「基本方針 2007」に沿って、①から③までに掲げる各分野について制度・施策の見直しを行う。また、その他の歳出分野についても、同様に、歳出改革に取り組む。

① 公共投資

歳出改革を進める中で、今後とも公共投資に関する改革を継続する。都市と地方の「自立と共生」の考え方を踏まえつつ、地域の自立・活性化、国際物流ネットワークの構築等による我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等を推進するため、真に必要な公共投資を選別する観点から、整備水準や施設の利用状況等を踏まえた事業のメリハリ付けを行うとともに、コスト縮減や入札改革を進め、更なる重点化・効率化を図る。地域間の予算配分は整備状況や必要性等地域の実情を踏まえて弾力的に行う。

既存ストックの有効活用、効率的・計画的な維持管理・更新による長寿命化、PFIを通じた更なる民間活力の活用、規格の見直し等による効率的な公共事業の実施に努め、平成 20 年度以降についてもこれまでと同様の厳しいコスト縮減計画を新たに策定し、コスト縮減を引き続き強力に推進する。

国・地方を通じて入札談合を廃絶し、一般競争方式の拡大や総合評価方式の拡充等による入札・契約制度の改革に取り組むとともに、引き続き事業評価結果の予算への反映を徹底するなど、事前・事後の事業評価の充実及び厳格な適用を実施する。

道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成 18 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、改革を着実に実行する。

② 社会保障

少子高齢化が進展する中で、経済・財政と均衡がとれ、将来にわたり持続可能な制度を構築するため、改革努力を継続する。

平成 20 年度予算においては、医療について、勤務医対策や地域医療の確保等サービスの質の維持・向上を図りつつ効率化によるコスト削減努力を行う観点から、メリハリの効いた診療報酬・薬価等の見直しや、先発品に比べて薬価の安い後発医薬品の普及促進等を行うことをはじめ、所要の措置を講ずる。

このほか、医療・介護については、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」に定めた目標の実現に向けて、実効性のある改革の取組を進める。

③ 地方財政

平成 20 年度予算においても、「基本方針 2006」及び「基本方針 2007」に則り、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。

財政面からも地方が自立できるよう、地方税財政の改革に取り組む。

国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。

法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在是正について、具体策を策定し、その格差の縮小を目指す。また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。

地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日）等を踏まえ、より一層積極的に地方行革に取り組む。

（税制改革）

税制については、「基本方針 2007」を踏まえ、高齢化に直面する中で、成長力を高め、21 世紀の我が国にふさわしい税制を構築する。歳出改革等を実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増については、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。今後、国民的な合意を目指して、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組む。

(予算制度改革)

「基本方針 2007」に沿って、歳出・歳入を一体的にとらえ、戦略的かつ効果的な予算編成を行う。また、「進路と戦略」に沿って、財政健全化の中期目標との整合性を確保する。政策評価の一層の改善・充実を図りつつ、予算書・決算書の表示科目の単位と政策評価の単位とを原則として対応させ、政策評価と予算・決算との連携強化を更に進める。さらに、各府省が公表している財務情報等の活用を図る。

Ⅲ 「希望と安心」の国に向けた予算の重点化・効率化

「希望と安心」の国を実現する観点から、「重点施策推進要望」も踏まえ、以下に掲げる取組で政策効果が顕著なものについて重点的かつ効率的に推進し、メリハリの効いた配分を行う。また、歳出の無駄の排除を徹底するため、施策の推進に当たっては、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、成果目標、政策手段等を明確に掲げ、PDCAサイクルを着実に実施する。

1 活力ある経済社会の実現

(成長力強化に向けた取組)

「基本方針 2007」を踏まえ、成長力強化のカギとなる労働生産性を引き上げる観点から、

- ① 人材と中小企業という経済の基礎力を高めるための戦略（職業能力形成を目指す「ジョブ・カード」制度の導入、「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の推進、「中小企業生産性向上プロジェクト」による中小企業等の生産性向上と最低賃金の引上げ、国・地方の円卓会議の開催等）
- ② 生産性水準が低いサービス産業等の革新や地域経済建て直しのための戦略（ITによる生産性向上・ICT産業の国際競争力強化等のIT革新、地域経済の成長力向上、「規制の集中改革プログラム」等を踏まえ改定される「規制改革推進のための3か年計画」に基づく改革、「サービス産業生産性協議会」を活用したサービス・イノベーションの促進等）
- ③ 成長分野を伸ばし、創造力を高める戦略（新しいSBIR制度¹の順次導入、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」、世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制の整備、大学（大学院を含む）のカリキュラム改

¹ SBIR (Small Business Innovation Research)

革、健全性を確保した奨学金の充実、国際的な大学間の相互連携、留学生政策の推進や9月入学の促進、世界最高水準の大学院形成、「大学地域コンソーシアム」の形成、高等教育の基盤的経費や競争的資金の確保と重点的・効率的な投資、確定拠出年金の拠出の在り方の見直し検討、ベンチャー企業への資金供給促進のための税制を含む環境整備の検討、産学官連携の推進等）を推進する。

また、研究開発・人材育成・IT等民間投資の加速を図るなど、「経済成長戦略大綱」を推進する。さらに、科学技術の振興を図るため、「第3期科学技術基本計画」及び「イノベーション25」を踏まえ、次世代投資の充実、社会還元を加速するプロジェクト、分野別の戦略的な研究開発、多様な基礎研究等を推進する。また、高信頼性産業の育成や世界最先端を目指した知的財産戦略等を推進する。

（グローバル化の推進）

「アジア・ゲートウェイ構想」を具体化するため、「基本方針2007」に沿って、航空自由化（アジア・オープンスカイ）等の取組を着実に推進する。観光立国の実現に向け、「観光立国推進基本計画」（平成19年6月29日閣議決定）に基づく施策を政府一丸となって推進する。平成19年内を目途に取りまとめる「金融・資本市場競争力強化プラン（仮称）」に基づき、金融・資本市場の競争力を強化する。WTO、EPAの取組を強化する。在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力を強化する。

（誰もが能力を発揮して働ける環境づくり）

働く人一人ひとりが自らの能力を活かし、安定した仕事に就いて、将来に希望をもって暮らせる社会の実現を目指す。具体的には、職業能力の向上をはじめとする総合的な支援により、フリーターの常用雇用化を推進するとともに、地域において支援を必要とするニート等の若者を対象に、職業的自立に向けた支援を拡充する。また、女性や高齢者、障害者など様々な事情や困難を抱える人が就労できるよう積極的に支援する。さらに、パートタイム労働者等の非正規労働者と正規労働者との間の賃金などにおける処遇の均衡や、非正規雇用の正規雇用への転換等を図る施策を推進する。

2 地方の自立と再生

（地方再生）

内閣に置かれた地域活性化統合本部会合を中心に、「地方再生戦略」に基づき、

省庁・施策横断による総合的な支援を行う。そのため、内閣官房地域活性化統合事務局に地域ブロック別担当制を導入し、相談段階から支援の実施まで一貫してフォローする。支援に当たっては、地域の創意工夫や発想に基づく自由な取組の立ち上げを包括的に支援する「地方の元気再生事業」を創設し、これを契機とする等により、各省庁の支援策を有機的に連携させ、総合的な支援を推進する。具体的には、地方の課題を現場からの視点で「地方都市」、「農山漁村」、「基礎的条件の厳しい集落」の3類型に分けてとらえ、①生活者の暮らしの確保（医療、福祉、居住、安全確保、環境保全、公共交通、情報通信基盤等）、②地域が持続的に経済・社会活動を営む力の源泉となる産業の振興（地域資源活用、新産業創出・新規企業立地、農商工連携、農林水産業・建設業・中小企業の再生等）、③地域内外にわたる交流を通じた地域の発展（観光、二地域居住、幹線交通等）という3分野を柱に、雇用、教育、都市機能、地域コミュニティ等の分野を含めて施策を体系化し、一体的な施策展開を図る。

また、地方再生に向けた総合的な戦略と連携して、地域の中規模企業や第3セクターの事業再生の支援と面的再生に向けた取組を地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構の創設に向けた具体的検討を進める。地方税財政上の対応としては「地方と都市の共生」の考え方の下、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠を確保し、条件不利地域の状況や行革努力も勘案して、重点的に配分する。その財源は、地方税の偏在是正により生じる財源を活用する。

（中小企業の生産性向上）

我が国の経済成長の原動力である中小企業の多くが、景気回復の恩恵を受けられるよう、下請取引の適正化や事業承継の円滑化、中小企業の生産性向上に向けた取組などについて、政策資源を有効に活用しつつ、強力に推進する。

（活力ある農林水産業）

「攻めの農政」を基本に、支援対象の重点化・施策の「選択と集中」の強化を引き続き図る。高齢者や小規模農家も安心して農業に取り組める環境を目指しつつ、引き続き意欲と能力のある農家の体質強化に向けて、「21世紀新農政 2007」を着実に実施する。耕作放棄地ゼロを目指し、農地の有効利用を促進するため、農地の「所有から利用へ」の観点から抜本的な農地改革を順次具体化する。力強い水産業の確立を目指し、「水産基本計画」（平成19年3月20日閣議決定）を着実に実施する。林業・木材産業の再生を図る。

3 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現

(信頼でき持続する社会保障制度の整備)

自立と共生の理念に基づき、将来にわたり持続可能で、皆が安心できる社会保障制度を構築する。

年金については、これを受け取る方々の立場に立って、年金記録問題に着実に取り組むとともに、組織や運用の見直しなど、年金を巡る諸問題の解決に取り組む。基礎年金国庫負担割合については、「平成 16 年改正法」に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成 21 年度までに 2 分の 1 に引き上げることとする。

医療・介護については、国民にとって安心できる医療・介護体制を確保するため、小児科・産婦人科などの医師不足の解消策、介護人材の確保、救急患者の受け入れを確実にを行うためのシステム作りなどの救急医療の充実を図る。肝炎対策について、インターフェロン治療に対する医療費助成をはじめ、検査から治療まで継ぎ目のない仕組みを構築するための新しい肝炎総合対策を推進する。原爆被爆者対策を総合的に推進する。また、障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けて所要の措置を講じるとともに、「障害者基本計画」の新たな重点施策実施計画に基づく障害者施策に取り組む。

(次世代のための環境づくり)

① 教育再生

学校のみならず、家庭、地域、行政が一体となって、教育の再生に取り組む。

このような視点から、学力向上を目指した国語・理数・英語などの充実、教員免許更新制導入に向けた取組、全国学力・学習状況調査結果の検証・活用、特別支援教育の推進、定数の適正化などを図る。また、心と体の調和の取れた人間形成を目指し、高い規範意識を身につけさせる取組の充実、体験活動の推進、家庭教育支援や育児相談の充実、「放課後子どもプラン」の全国での実施、学校運営協議会の設置促進などを進める。教員が子どもたちと向き合う時間の大幅な増加やメリハリのある教員給与体系の実現に取り組む。

その際、歳出・歳入一体改革を進めつつ、重点化・効率化を徹底しながら、メリハリをつけて教育再生に真に必要な施策を着実に推進する。

② 安心して子どもを産み育てる環境の整備

国民の希望する結婚・出産・子育てを実現できる社会とするため、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」並びに「仕事と生活の調和（ワーク・ライ

フ・バランス)憲章」(仮称)及び「行動指針」(仮称)を年内に策定し、働き方の改革による男女双方の仕事と生活の調和の実現、多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援の社会的基盤の充実の2つの取組を、車の両輪として進める。

このために必要な財源については、その負担を次世代に先送りすることなく、現時点で手当をするよう、税制改革の議論と並行して引き続き検討を進めるとともに、包括的な次世代育成支援を行うための社会全体(国・地方・事業主・個人)の負担のあり方・制度的枠組みの検討に早急に着手する。

(地球環境と両立する社会への転換)

平成20年度から京都議定書の約束期間が開始されるに当たり、その削減目標を確実に達成するため、平成19年度中に改定される京都議定書目標達成計画に基づき、効果的な政策手段により、省エネ性能の高い住宅・建築物や機器の普及促進、「1人1日1kgCO₂削減キャンペーン」等の国民運動の展開などの業務・家庭部門対策をはじめ、中小企業の排出削減対策、バイオマス等新エネの導入、原子力の推進、森林の整備・保全等の森林吸収源対策、京都メカニズムの活用等の取組を加速する。

「美しい星50」(平成19年5月24日)に示された、2050年までに世界の温室効果ガス排出量を半減するとの長期目標の実現のため、北海道洞爺湖サミットも念頭に、「革新的技術開発」や「低炭素社会」のビジョンづくりを進め、世界に働きかけるとともに、2013年以降の実効的な枠組み構築を目指し、途上国支援のための新たな「資金メカニズム」の構築に向けた取組や、エネルギー効率向上、原子力の安全で平和的な利用拡大及び途上国の公害対策と温暖化対策の一体的取組のための国際的取組を推進する。また、排出量取引、経済的インセンティブ等の手法を、施策の効果や経済への影響など幅広い観点から検討する。

さらに、「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月1日閣議決定)に示された生物多様性保全、3Rを通じた持続可能な資源循環の確保等の戦略を推進する。また、廃棄物の減量、資源の節約、及び国民の住宅に対する負担軽減のため、住宅の寿命を延ばす「200年住宅」に向けた取組を進める。

(生活における安全・安心の確保)

国民の安全と安心の確保は、政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤であるとの認識の下、真に消費者・生活者の視点に立った行政に発想を転換し、以下の施策に取り組む。

国民生活の安心を確保するために必要な、緊急に講ずる具体的な施策について、

年内を目途に取りまとめる。

住まいや身近な施設、製品等の安全性の確保、安全で安心できる交通の確保に努めるとともに、バリアフリー環境の整備に取り組む。適正な食品表示の徹底や輸入食品の監視強化など食の安全と消費者の信頼の確保、食料供給力の維持・向上を図るほか、新たな感染症への対策等に取り組む。

地域と連携しつつ非行や犯罪から子どもを守る取組や犯罪被害者等への支援の充実を図るほか、銃器対策の強化や組織犯罪、国際的な犯罪、サイバー犯罪等への対策を推進する。また、北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。司法制度改革及び情報セキュリティ対策の強化等を進める。

地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模な地震や水害・土砂災害等に備え、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際、防災拠点の耐震化等の機能強化や宇宙関連技術等を活用した災害情報の迅速な提供等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。

原油価格の高騰等内外情勢の変化も踏まえ、安全保障、環境保全、経済成長の観点から戦略的な資源・エネルギー政策を推進する。

我が国をめぐる安全保障情勢を踏まえ、弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態への実効的な対応等を図りつつ、総合的な取得改革により防衛装備品の調達の合理化等を行いながら、効率的な防衛力の整備を推進する。また、政府の情報機能の強化を図る。

新たな海洋立国の実現に向けて、海洋基本計画を策定し、海洋に関する施策に総合的に取り組む。宇宙の利用等を推進する。

（多様なライフスタイルを支える環境整備）

国民一人ひとりが豊かな生活を実感できるように、民間や地域の自主的な活動を尊重しながら、多様なライフスタイルの追求に向けた環境整備に取り組む。

幼児教育の将来の無償化について、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担の軽減策を充実するなど、幼児教育の振興を図る。いじめ、不登校、児童虐待等への対応を進めるとともに、次代を担う青少年の健全育成を推進する。

我が国の文化力の向上や伝統の継承に必要な措置を講じ、文化財の保護、日本文化の戦略的発信等を図る。また、生涯スポーツ社会の実現、我が国の国際競技力の向上、児童生徒の運動能力や体力の向上を図る。さらに、国民運動としての食育を推進する。高齢者等の居住の安定確保を図る。地域の暮らしを守る有害鳥獣

対策に取り組む。

NPO、社会的起業家、自治会等コミュニティ活動を行う主体などの「公」の担い手の活動やネットワーク化を促進する環境整備を進める。